

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

- 第 1 章 初動体制の迅速な確立及び初動措置
- 第 2 章 市国民保護対策本部の設置等
- 第 3 章 関係機関相互の連携
- 第 4 章 国民の権利・利益の救済に係る手続き
- 第 5 章 警報及び避難の指示等
- 第 6 章 救援
- 第 7 章 安否情報の収集・提供
- 第 8 章 武力攻撃災害への対処
- 第 9 章 被災情報の収集及び報告
- 第 10 章 保健衛生の確保その他の措置
- 第 11 章 国民生活の安定に関する措置

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定、市保護本部（八王子市国民保護対策本部）の設置指定が行われる前の段階でも、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、迅速に対応できるよう即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

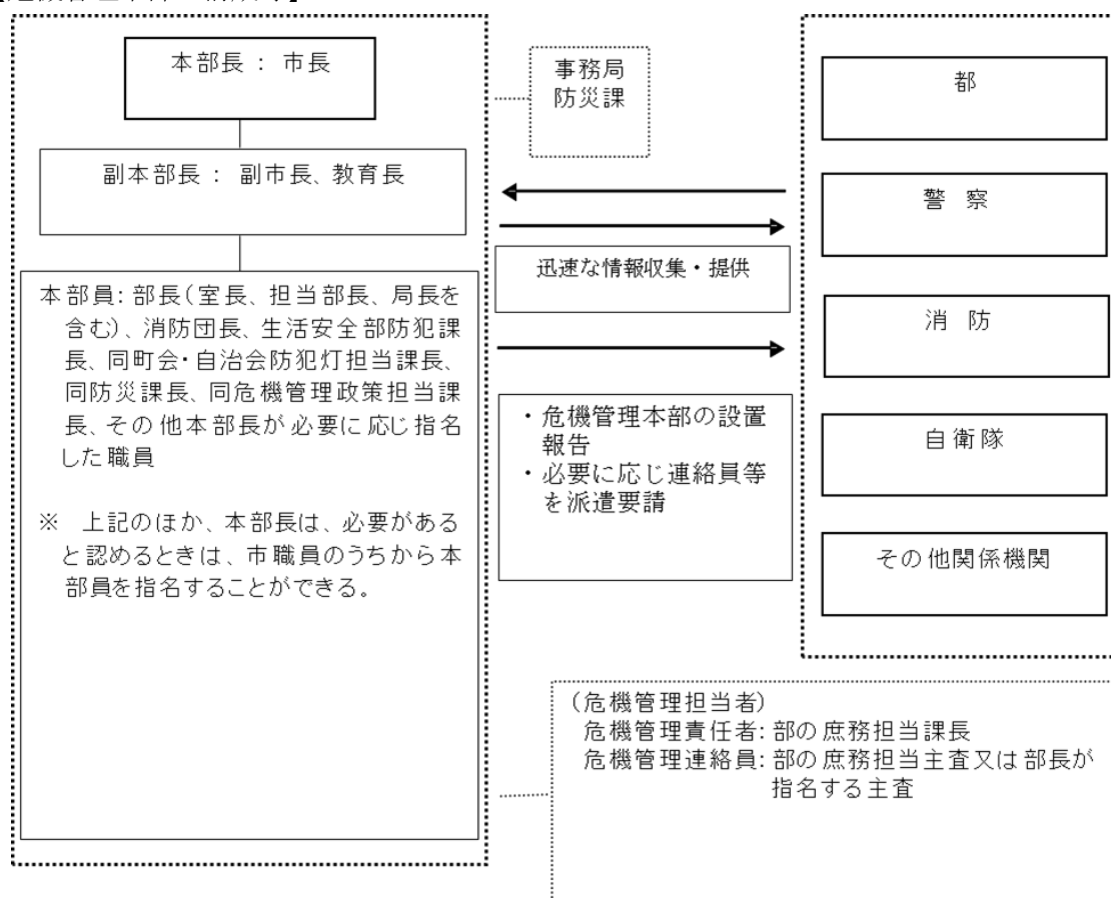
このため、市は、状況に応じて迅速に初動体制を確立し、関係機関からの情報等を集約・分析して初動措置を実施するために必要な事項について、次のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理本部等の設置及び初動措置

(1) 危機管理本部等の設置

- ① 市は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合は、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、市として迅速・的確に対処するため、既存の危機管理体制により危機管理本部等を設置する。

【危機管理本部の構成等】



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災課及び危機管理担当者等に報告するものとする。

- ② 危機管理本部等は、警察、消防、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理本部等を設置した旨を都に連絡する。

この場合、危機管理本部等は、迅速な情報の収集・提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

- ③ 市は、国民保護対策本部の設置指定前に原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を実施する。

(2) 初動措置の確保

- ① 市は、危機管理本部等において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を実施する。

また、市は、国や都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

- ② 市は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示や警戒区域の設定、消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

- ③ 市は、政府による事態認定がなされ、市に対して市保護本部の設置指定がない場合は、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市保護本部設置の要請などの措置を必要に応じて実施する。

(3) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市保護本部への移行に要する調整

市は、危機管理本部等を設置した後に政府による事態認定がなされ、市に対して市保護本部を設置すべき指定の通知があった場合は、直ちに市保護本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理本部等を廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、都を通じて国から警戒態勢の強化等を求める通知・連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市保護本部を設置すべき指定の通知がなかった場合等で、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断したときには、危機管理連絡体制を立ち上げ、又は危機管理本部等を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合、市は、情報連絡体制や職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内で事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市は、市保護本部（八王子市国民保護対策本部）の設置指定があった場合、市保護本部を迅速に設置し、市内における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市保護本部を設置する場合の手順や市保護本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市保護本部の設置

(1) 市保護本部の設置の手順

市保護本部の設置は、次の手順により行う。

① 市保護本部を設置すべき市の指定の通知

市は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市保護本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市による市保護本部の設置

指定の通知を受けた市は、直ちに市保護本部を設置する。なお、事前に危機管理本部等を設置していた場合は、市保護本部に切り替える。

③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集

市保護本部の担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、非常配備名簿等の連絡網を活用し、市保護本部に参集するよう連絡する。

④ 市保護本部の開設

市保護本部の担当者は、市庁舎に市保護本部を開設するとともに、市保護本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関と相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市は、市保護本部を設置したときは、市議会に市保護本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の物資の確保、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能

市は、被災等により市保護本部を市庁舎内に設置できない場合は、下記の順位に従い市保護本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。

また、市外への避難が必要で、市内に市保護本部を設置することができない場合には、都と市保護本部の設置場所について協議を行う。

○ 第1位	大横保健福祉センター	大横町 11-35	TEL 625-6501
○ 第2位	東浅川保健福祉センター	東浅川町 551-1	TEL 667-1331
○ 第3位	芸術文化会館（いちようホール）	本町 24-1	TEL 621-3001

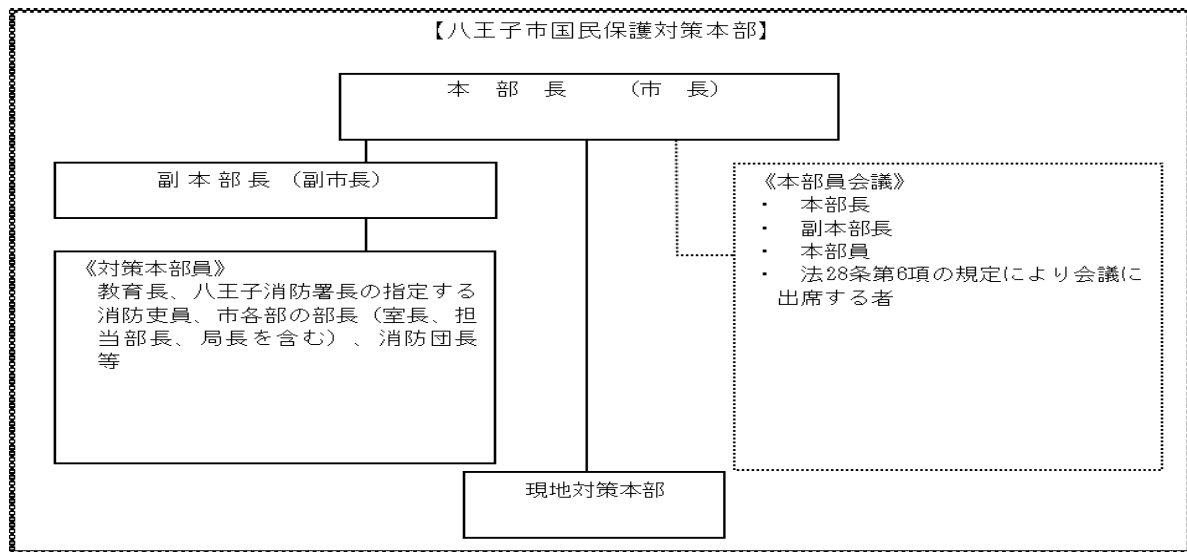
(2) 市保護本部を設置すべき市の指定の要請等

市は、市保護本部を設置すべき市の指定の通知が行われていない場合に、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市保護本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市保護本部の組織構成及び機能

市保護本部の組織構成や各組織の機能は以下のとおりとする。

《市保護本部の構成》



部 門	本部・総務部門	土木・復旧部門	救援・救護部門	避難・教育部門	消防部門
部門長	生活安全部担当副市長	生活安全部担当外副市長	生活安全部担当副市長	教 育 長	消防団長
部門に属する組織	生活安全部	まちなみ整備部	市民部	市民活動推進部	八王子市消防団
	総務部	道路交通部	福祉部	学校教育部	
	選挙管理委員会事務局	環境部	健康医療部	生涯学習スポーツ部	
	監査事務局	資源循環部	子ども家庭部		
	都市戦略部	水循環部	産業振興部		
	デジタル推進室		会計部		
	総合経営部				
	議会事務局				
	契約資産部				
	財政部				
	都市計画部				
	拠点整備部				

※ 各部門は、市保護本部における決定内容等を踏まえて、各部室課において措置を実施するものとする。（市保護本部には、各部室課から本部連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）

《市保護本部の構成員と主な職務》

区 分	構成員	主な職務
本 部 長	市 長	保護本部の事務を総理し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本 部 員	教育長、八王子消防署長の指定する消防吏員、市各部の部長（室長、担当部長、局長を含む）、消防団長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長、その他本部長が必要に応じ指名した職員	本部員会議を構成し、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する協議を行う。
本 部 連 絡 員	本部員(各部長)が所属の中から指名した主査、関係機関からの連絡員	本部員会議の決定事項の連絡及び各部、関係機関間の事務レベルの調整等を行う。

【市の各部室課における武力攻撃事態等における業務】

名 称	武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 業 務
生 活 安 全 部	1 市保護本部運営の総合調整に関すること 2 国民保護に係る国、自衛隊、都、区市町村、関係機関等との連絡調整に関すること 3 被災情報の収集・提供に関すること 4 特殊標章等の交付、許可に関すること 5 防災行政無線・地域防災無線等、通信の確保・通信施設の保全に関すること 6 安否情報の集約、照会回答、都・国への情報送信に関すること 7 報道機関への発表に関すること 8 国民保護に係る総合相談、問い合わせ等の総合的な窓口に関すること 9 警報の内容・避難の指示の伝達、避難実施要領の策定に関すること 10 所管事項に係る復旧対策に関すること 11 業務継続計画（BCP）に関すること 12 他の部等の所管に属さないこと 13 前各号に掲げるもののほか、市保護本部の連絡調整に関すること
都 市 戦 略 部	1 国民保護に係る広報に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること 3 被災状況等の撮影及び記録に関すること 4 見舞者、災害視察者等の応接に関すること 5 復興方針及び復興計画の策定に関すること
デ ジ タ ル 推 進 室	1 重要な情報システムの復旧及び機能回復に関すること 2 所管事項に係る復旧対策に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市国民保護対策本部の設置等

総 合 経 営 部	1 職員の応援体制に関すること 2 国、都への陳情等に関すること 3 災害復興本部の設置及び運営に関すること 4 復興方針及び復興計画の策定に関すること 5 各種復興対策の総合調整に関すること 6 国民保護に係る広聴に関すること 7 所管事項に係る復旧対策に関すること 8 業務継続計画（BCP）に関すること
市 民 活 動 推 進 部	1 避難住民の誘導に関すること 2 避難所の開設・運営に関すること 3 避難所生活者の支援、対応に関すること 4 外国人支援に関すること 5 市民活動団体（NPO等）への支援に関すること 6 町会・自治会等に関すること 7 滞留者の対応の協力に関すること 8 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること 9 所管事項に係る復旧対策に関すること
総 務 部	1 職員の安否確認、動員及び服務に関すること 2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理等に関すること 3 被災情報の収集、伝達の協力に関すること 4 国民保護に係る広報への協力に関すること 5 国民保護関係法規に関すること 6 国、都、他区市町村からの武力攻撃災害等派遣職員の受入れに関すること 7 国民の権利利益の救済に係る手続きに関すること 8 特殊標章等の交付、許可の協力に関すること 9 国民保護措置の実施に当たり、生活安全部の応援に関すること 10 所管事項に係る復旧対策に関すること
契 約 資 産 部	1 市庁舎の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること 2 車両その他運送手段の確保、配車計画等に関すること 3 国民保護措置に必要な用地等の総合調整に関すること 4 市有建物（他の部等に属するものを除く。）の被害状況把握、修理及び安全確保に関すること 5 国民保護措置に係る物品の調達及び工事等の計画に関すること 6 所管事項に係る復旧対策に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市国民保護対策本部の設置等

財 政 部	1 国民保護措置に係る財政計画、予算、決算その他財務に関する事 2 被害状況の調査及び家屋の被害認定調査の実施に関する事 3 災害関連情報の整理及び提供に関する事 4 被害等に関する調査の総合調整に関する事 5 罹災証明等の発行に関する事 6 租税の減免等に関する事 7 要搜索者名簿の作成の協力に関する事 8 所管事項に係る復旧対策に関する事
市 民 部	1 安否情報の収集に関する事 2 行方不明者の搜索に関する事 3 滞留者対策に関する事 4 事務所における被災者の対応に関する事 5 遺体の収容及び埋火葬に関する事 6 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 7 被災状況の調査及びその他武力攻撃事態に関する情報の収集の協力に関する事 8 所管事項に係る復旧対策に関する事
福 祉 部	1 要配慮者（高齢者、障害者等）の救援、安全確保及び支援に関する事 2 ボランティア（他の部等が所管するものを除く）の登録、受入れ及び派遣に関する事 3 日本赤十字社との連絡調整に関する事（医療に関するものを除く） 4 義援金の受領及び配分に関する事 5 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 6 所管事項に係る復旧対策に関する事
健 康 医 療 部	1 医療救護対策の総合調整に関する事 2 医師会等の医療関係機関との連絡調整に関する事 3 医療資器材、薬品等の調達に関する事 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事（医療に関するものに限る） 5 保健対策の総合調整及び計画に関する事 6 防疫対策に関する事 7 動物対策に関する事 8 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 9 所管事項に係る復旧対策に関する事
子 ど も 家 庭 部	1 園児及び入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に関する事 2 応急保育の実施に関する事 3 乳幼児及び児童に係る相談に関する事 4 他の部の応援に関する事 5 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 6 所管事項に係る復旧対策に関する事

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市国民保護対策本部の設置等

産 業 振 興 部	1 食品その他救援物資の確保、調達及び配分に関する事 2 観光客等の避難誘導及び安全確保に関する事 3 農林業、商工業、観光施設等の被災状況の調査等に関する事 4 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 5 所管事項に係る復旧対策に関する事
環 境 部	1 環境保全及び回復に関する事 2 防疫対策の協力に関する事 3 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 4 所管事項に係る復旧対策に関する事
資 源 循 環 部	1 ごみ・がれきの収集及び処理に関する事 2 遺体の搬送に関する事 3 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送に関する事 4 応急給水の実施の協力に関する事 5 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 6 所管事項に係る復旧対策に関する事
水 循 環 部	1 し尿の収集及び処理に関する事 2 応急給水に関する事 3 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 4 仮設トイレの設置及び管理に関する事 5 所管事項に係る復旧対策に関する事
都 市 計 画 部	1 都市の復旧・復興に関する総合調整及び基本方針等の策定に関する事 2 交通対策に係る総合調整に関する事 3 交通情報の収集・提供に関する事 4 代替交通手段の確保に関する事 5 臨時ヘリポートの開設に関する事 6 所管事項に係る復旧対策に関する事
拠 点 整 備 部	1 交通情報の収集・提供に関する事 2 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の協力に関する事 3 所管事項に係る復旧対策に関する事
ま ち な み 整 備 部	1 住宅対策に関する事 2 応急仮設住宅等の募集、選定及び入居者管理に関する事 3 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送に関する事 4 重症被災者等の搬送に関する事 5 危険建物、危険区域等の安全確保に関する事 6 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 7 所管事項に係る復旧対策に関する事

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市国民保護対策本部の設置等

道 路 交 通 部	1 道路、堤防、橋りょうの被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 2 住家、河川、道路等における障害物の除去に関する事 3 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の協力に関する事 4 危険建物、危険区域等の安全確保に関する事 5 被災建物の解体の支援に関する事 6 滞留者の対応の協力に関する事 7 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 8 所管事項に係る復旧対策に関する事
会 計 部	1 現金の出納及び保管に関する事 2 指定金融機関等との連絡調整に関する事 3 災害対策に係る決算に関する事 4 所管事項に係る復旧対策に関する事
学 校 教 育 部	1 避難住民の誘導に関する事 2 避難所の開設・運営に関する事 3 安否情報の収集に関する事 4 学校施設等の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 5 児童及び生徒の安否確認等に関する事 6 児童及び生徒の避難誘導、安全確保に関する事 7 避難所生活者の支援、対応に関する事 8 滞留者の対応の協力に関する事 9 所管事項に係る復旧対策に関する事
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	1 避難住民の誘導に関する事 2 避難所の開設・運営に関する事 3 安否情報の収集に関する事 4 避難所生活者の支援、対応に関する事 5 滞留者の対応の協力に関する事 6 文化財の被害状況把握及び保全に関する事 7 臨時ヘリポート開設の協力に関する事 8 学校教育部の応援に関する事 9 所管施設の被害状況把握、修理及び安全確保に関する事 10 所管事項に係る復旧対策に関する事
議 会 事 務 局	1 市議会との連絡調整に関する事 2 他の部等の応援に関する事 3 所管事項に係る復旧対策に関する事
監 査 事 務 局	1 他の部等の応援に関する事 2 所管事項に係る復旧対策に関する事
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1 他の部等の応援に関する事 2 所管事項に係る復旧対策に関する事

八王子市消防団	1 消火、救助・救急及び災害の防御に関すること 2 避難の指示の伝達に関すること 3 避難住民の誘導に関すること 4 被災情報の収集及び伝達の協力に関すること 5 行方不明者等の捜索に関すること 6 安否情報の収集に関すること
---------	--

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第九消防方面本部 八王子消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 消火、救助・救急に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(4) 市保護本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市保護本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報紙、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整える。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ) 市保護本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて市長自ら記者会見を行う。

ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

報道機関からの問い合わせ先等を明確にするとともに、随時、情報を提供する。

(5) 市現地対策本部の設置

市は、被災現地における国民保護措置の迅速・的確な実施や国、都等の対策本部との連絡調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市保護本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地で活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

【参加機関の例】 都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

【実施内容】 ・被災状況や各機関の活動状況の把握
・各機関が有する情報の共有
・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、各種の国民保護措置の迅速・的確な実施を図る。

① 市域に係る国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を迅速・的確に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるとき^(*)は、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関の実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の市から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市保護本部の廃止

市は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市保護本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市保護本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系地域防災無線等の移動系通信回線や、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、防災行政無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市保護本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じて通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局の通信統制を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

市は、あらかじめ定める特殊標章等の具体的な交付要綱に基づき、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市が行う国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

市が国民保護措置を迅速・的確に実施するためには、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することが重要であることから、それぞれの機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・都の対策本部等との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び、都を通じて国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うことなどにより密接な連携を図る。

市は、都の対策本部長から都対策本部本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(*)を開催する場合には、市保護本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

市は、市域に係る国民保護措置を迅速・的確に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域に係る国民保護措置を迅速・的確に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を迅速・的確に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、東京地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

市は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動^(*)及び治安出動^(**)により出動した部隊とも、市保護本部や現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の区市町村等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の区市町村に対して応援を求める。
- ② 市は、応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、都に対して応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市は、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託や委託に係る事務の変更、事務の廃止を行った場合は、市はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のために必要があるときは、指定行政機関の長や指定地方行政機関の長、特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

市は、上記のうち国の機関に対して要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等

(*) 防衛出動を命じられた自衛隊の部隊等（自衛隊法第76条）は、同法92条の規定により国民保護措置を実施できることとされており、これらの部隊等が国民保護措置を命じられている場合は、国民保護法第63条の規定により避難住民の誘導を要請することができることとされている。

(**) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などで、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を經由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市に対して行う応援等

- ① 市は、他の区市町村から応援の求めがあったときは、応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市は所定の事項を議会に報告するとともに公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や町会・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による警報の内容の伝達及び避難住民の誘導等に関する自発的な協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、こども科学館等に臨時に設置される災害ボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の確保を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を実施するために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、住民は必要な協力をするよう努めるものとされているが、協力は住民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民・被災者の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

1 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、問い合わせ等に対応する総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、権利利益の救済の請求に対して迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

種 類	項 目	担当部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資 ^(*) の収用に関する事。 (法第81条第2項)	産業振興部 総務部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	産業振興部 総務部
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	関係各部 総務部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項)	関係各部 総務部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、 80条第1項、115条第1項、123条第1項)	生活安全部 総務部
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務部
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		総務部

2 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぎ国民の権利利益の救済を確実にを行うため、安全な場所に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合や国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

(*) 救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服、その他生活必需品、建築資材、燃料等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送業者が取り扱うもの

第5章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するためには、警報の内容を迅速・的確に伝えることが極めて重要であることから、市は、警報の伝達等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

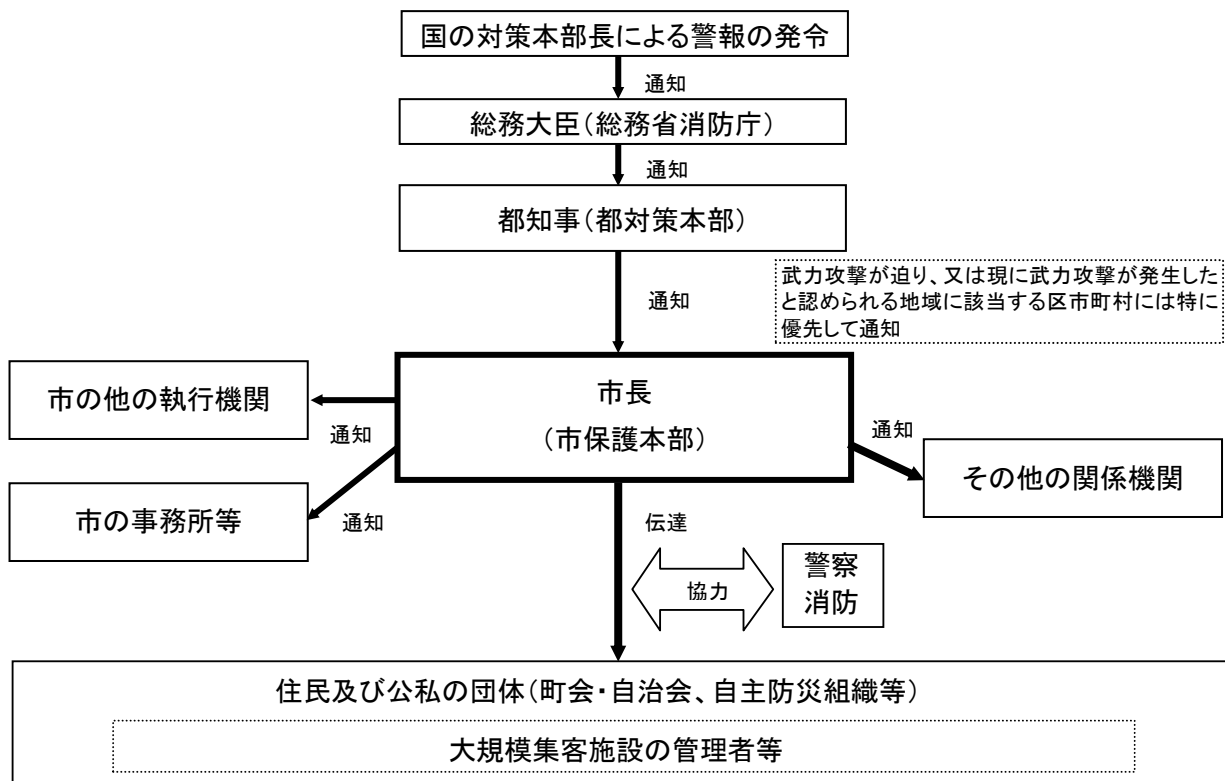
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、都から国の対策本部長が発令した警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、都と協力し、あらかじめ定めた市内の大規模集客施設にも、速やかに警報の内容を伝達する。この際、平素の検討を踏まえ、買い物客や観光客、福祉施設等への伝達にも留意する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、事務所、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

《警報の通知・伝達の概要》



2 警報の内容の伝達方法

(1) 伝達要領

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、ケーブルテレビなどの手段により、周知を図る。
イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、市消防団員による伝達、自主防災組織や町会・自治会等の自発的な協力を得るなど、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 警報の内容の伝達

市は、(1)の方法により、各世帯等に警報の内容を伝達する。

警報の内容の伝達に当たっては、東京消防庁（消防署）が実施する消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。この場合、市消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が迅速・的確に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 留意事項

警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者に対して、自然災害対策のしくみを活用するなど、要配慮者へ正しい情報が迅速に伝達され、避難などに備えられるよう留意する。

(4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の通知・伝達

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とする。

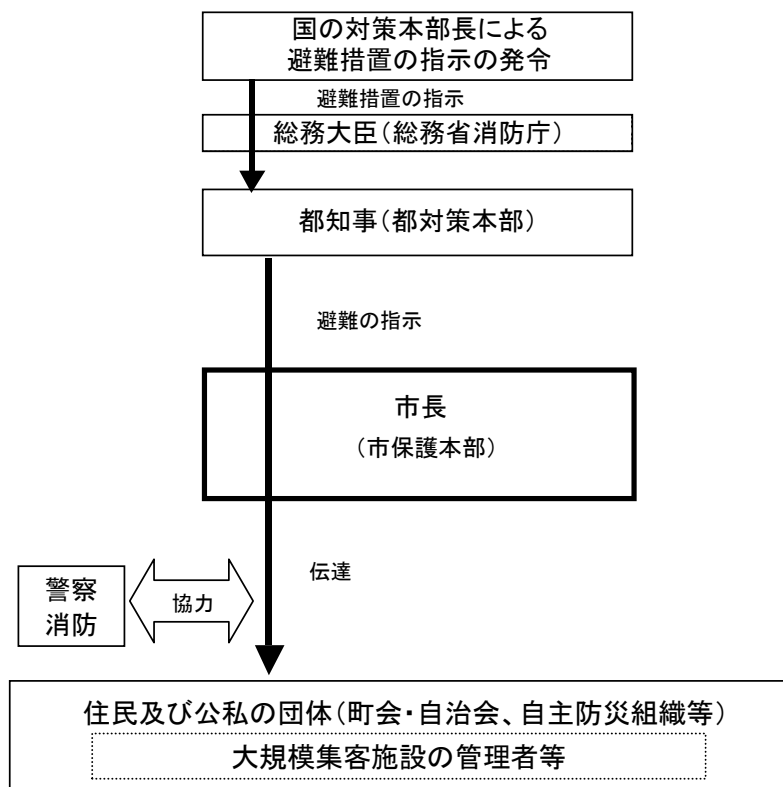
第2節 避難住民の誘導等

市は、都の避難の指示に基づいて避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要な事項であることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- ① 市は、都知事が迅速・的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 市は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

《避難の指示・伝達の概要》



2 避難実施要領の策定等

(1) 避難実施要領の策定

- ① 市は、避難の指示を受けた場合は、避難実施要領のパターンを参考にしつつ、都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定する。
その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。
- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

市は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児、その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食糧等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先 等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
 - ※特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 運送手段の確保の調整（都との役割分担、運送事業者との連絡網、指定緊急避難場所（一時避難場所）の選定） ※長距離避難や要配慮者の運送等を行う場合
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

市は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等の利用のニーズが競合する場合は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合、市は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

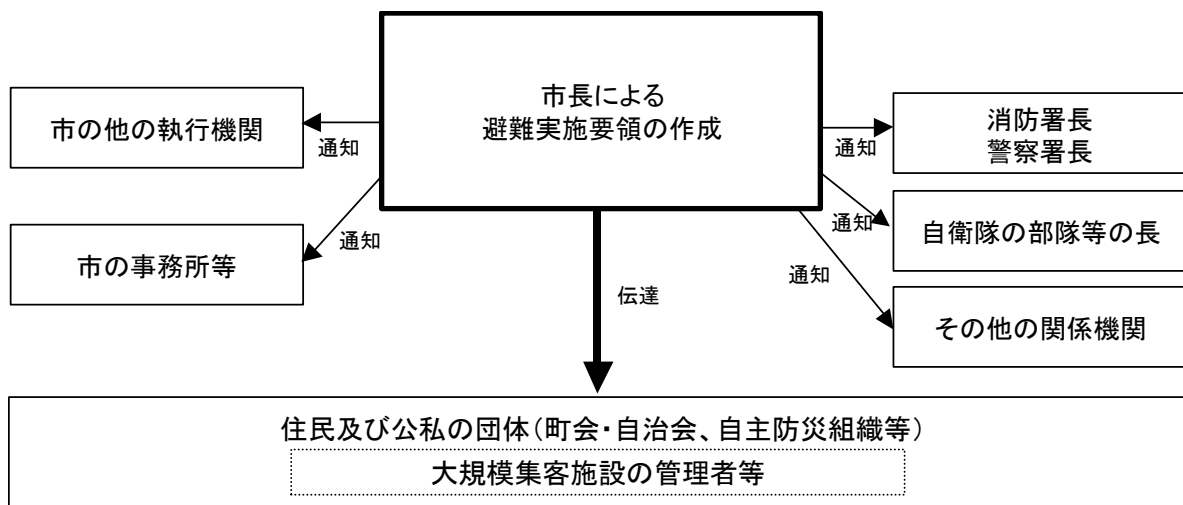
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市内の消防署長、警察署長、自衛隊、その他の関係機関に通知する。

さらに、市は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

《避難実施要領の通知・伝達の概要》



3 避難住民の誘導

(1) 市による避難住民の誘導

- ① 市は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び市消防団員を派遣し、消防総監（消防署長）と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、市の車両を配置するなど、誘導の円滑化を図る。この際、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服等の着用、腕章、旗、特殊標章等の携行をさせる。

- ② 夜間は視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

市は、避難住民の誘導に当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）と連携・協力して実施する。この場合、市消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

市は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。この場合、協力は住民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

(5) 誘導時における水・食品や情報の提供

市は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、飲料水や食品の提供、医療の提供その他の便宜を図る。また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への対応

市は、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の避難を万全に行うため、都と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障害者団体、国際関係市民団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、避難住民の誘導に当たる市職員が警察、消防とともに、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留することのないよう説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、避難中の住民等に対して必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

市は、原則、市内に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警視庁（警察署）と協力し相談対応を行うなど、住民等の不安の軽減に努める。

市は、自らが管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するよう努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を講じたときは、警視庁（警察署）と協力して、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

- ① 市は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

- ② 市は、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など市のみでは対応が困難であると認めるときは、都知事に対して避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

市は、避難住民の運送が必要な場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合、都による運送の求めとの競合や情報の重複・錯綜等为了避免するため、都対策本部と随時連絡を取り合うなど、避難住民の運送が円滑に行えるよう留意する。

また、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関については都を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関については都対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

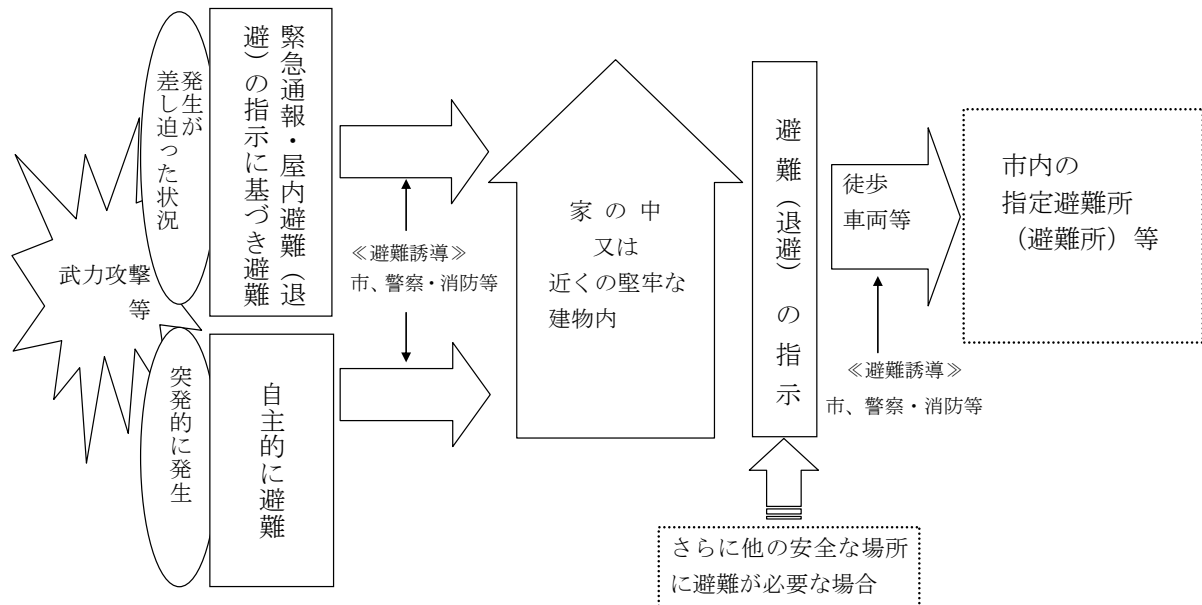
市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 想定される避難の形態と市による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合（ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等）

① 屋外で突発的に発生

市は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、その後の避難の指示等に基づき、指定避難所（避難所）等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本
- ・屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠
- ・政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟な対応が必要
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要
- ・事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けるなど活動調整に当たることが必要

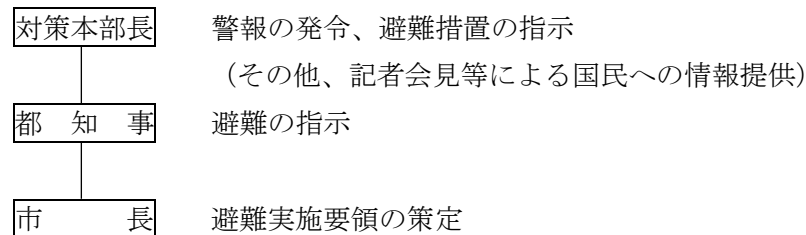
弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設へ避難

- ・ミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類や被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の主な内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

航空攻撃（通常爆弾等）

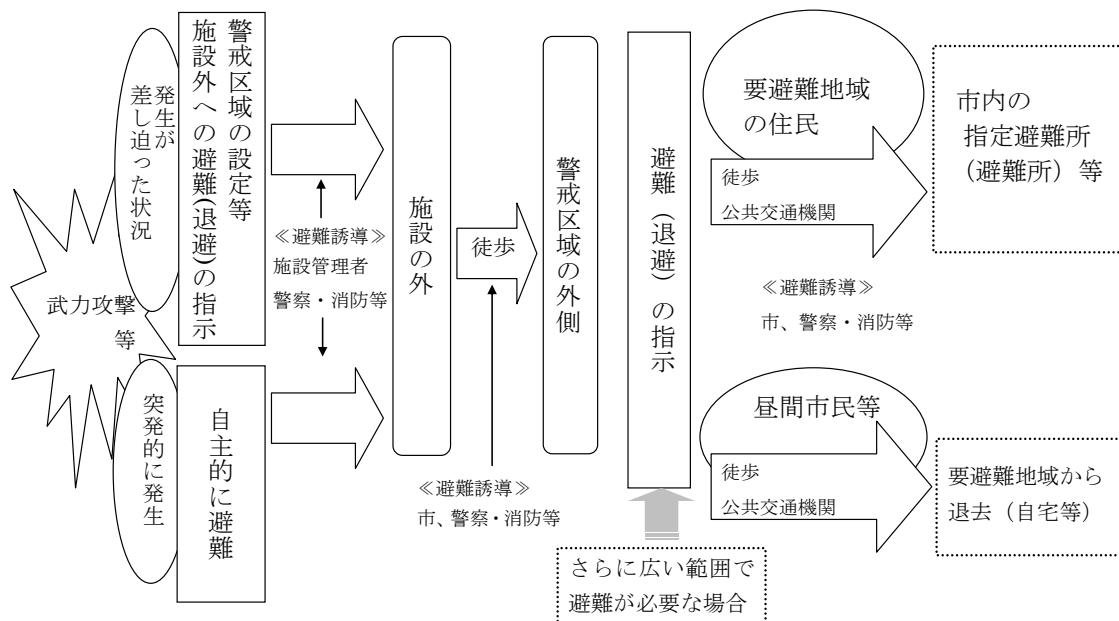
- ・弾道ミサイル攻撃に準じる

緊急対処事態（大規模テロ等）

- ・大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、指定避難所（避難所）等まで誘導する。



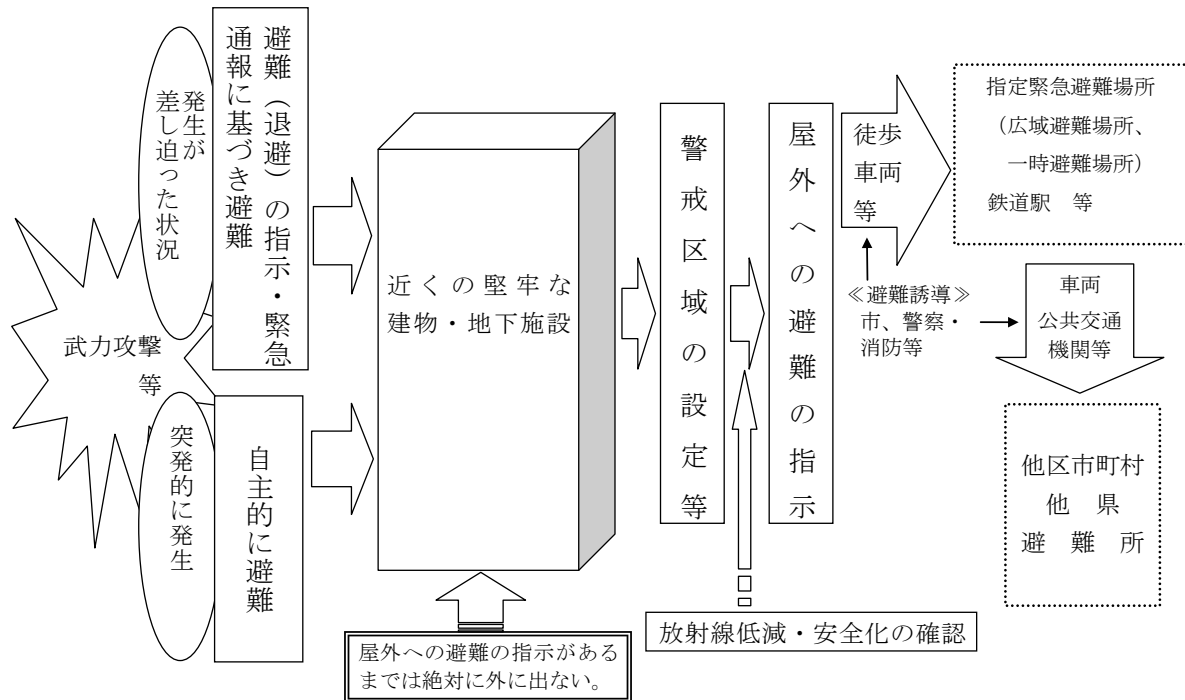
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態（大規模テロ等〈NBC攻撃を伴う場合を含む〉）

- ・大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

市は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

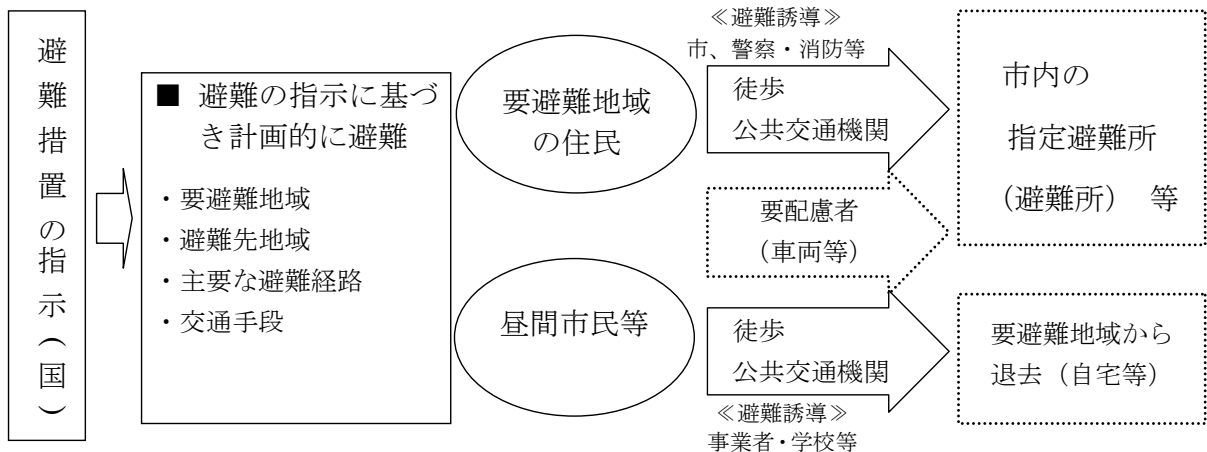
- ・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難
- ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる
- ・市は、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

航空攻撃（核弾頭）

- ・弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

市は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の指定避難所（避難所）等まで誘導する。



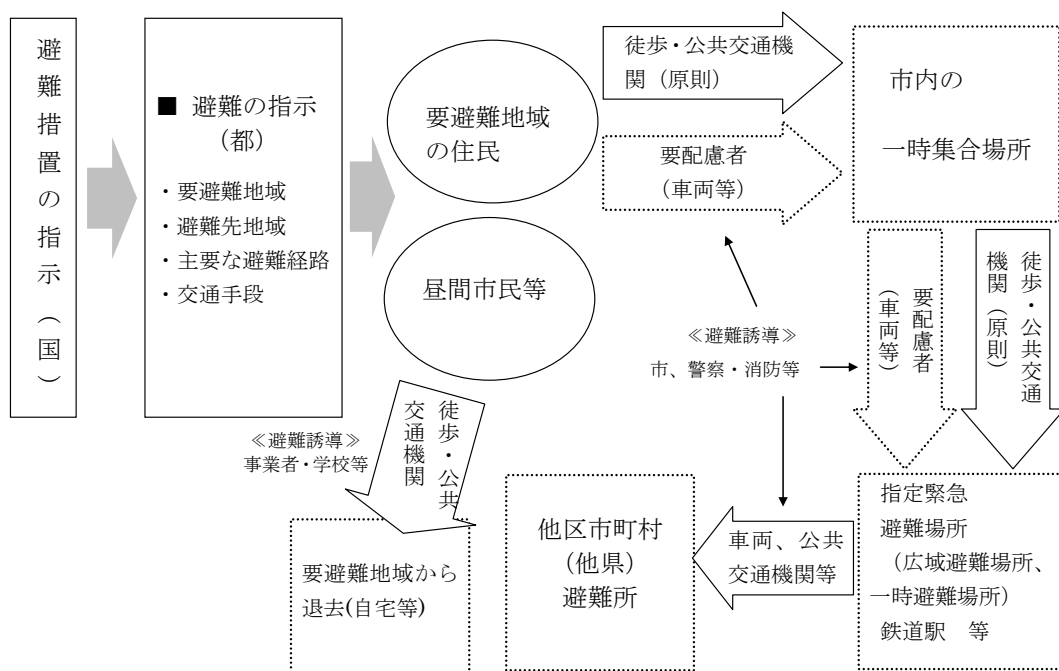
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

- ・警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）等を経て、他の区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

- ・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要

- ・前記の理由から、着上陸侵攻に伴う避難は平素に具体的な対応を定めるのではなく、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことが基本

第6章 救援

1 救援の実施等

(1) 救援の実施

市は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都や関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災者に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市は、自らが行う救援のほか、都が実施する救援の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

市は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

市は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

また、あらかじめ他の区市町村（他県の市町村を含む。）と協定の締結等を行っている場合は、その協定等に基づき、応援を依頼する。

(3) 日本赤十字社との連携

市は、都が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。また、避難住民の運送と同様に、都対策本部と随時連絡を取り合うなど、緊急物資の運送が円滑に行えるよう留意する。

3 救援の程度及び方法の基準

市は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援を実施する。

市は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

市は、市内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）

運営については、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者に十分配慮するように努める。

イ 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」がそれぞれ管理を行う。）

ウ 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食糧等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・市（長）に対する物資・資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

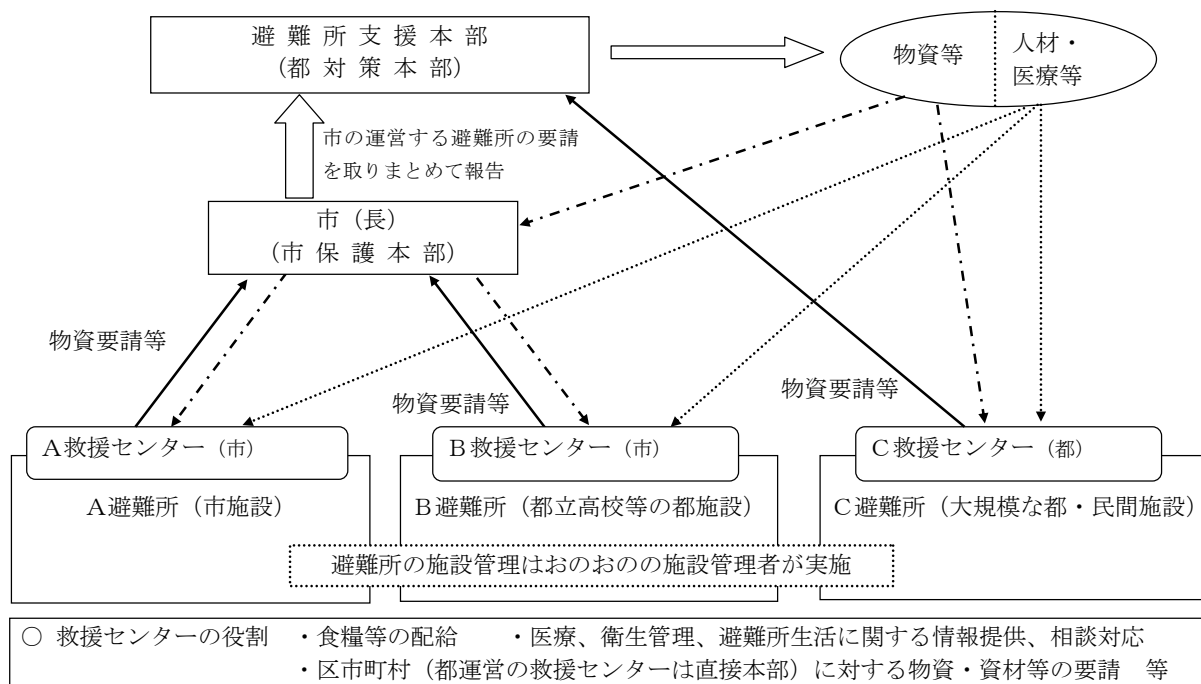
市は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告の上、救援物資の供給等を要請する。

^(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直資要請がなされる。）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食糧、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センターの役割》



② 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などは、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与又は貸与は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び市の備蓄品を活用する。また、緊急時は、市の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、市は都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

市は、市医師会への協力要請や都との協力により、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供するとともに、必要に応じて都に対し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

また、医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、状況に応じて次により都と連携して実施する。

- ・東京消防庁（消防署）に対する搬送要請
- ・市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の搜索及び救出

市は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）が中心となつて行う被災者の搜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。また、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供するとともに、適正に管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

市は、被災したことにより教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握して都に報告し、都が市の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の搜索及び遺体の処理

市は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）が中心となつて行う行方不明者の搜索に協力する。

市は、警視庁（警察署）等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。この場合、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都や警視庁（警察署）等と必要な調整を行う。

(10) 土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

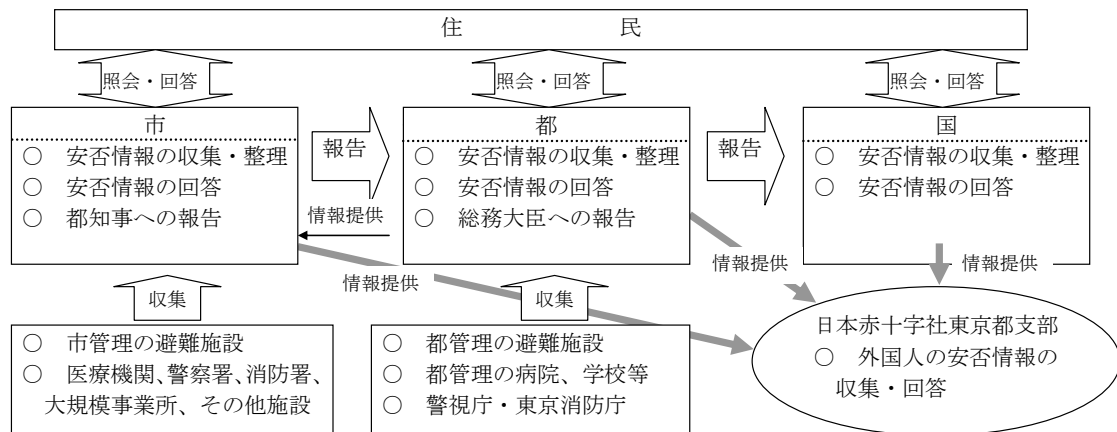
市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害により住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合で、住民自らの資力では除去することができないときは、都と協力し^(*) これらを除去する。

^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理、報告、照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

《安否情報の収集・提供の概要》



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷・死亡した住民の安否情報を、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により、避難住民や医療機関などの関係機関から収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・市…市管理の避難施設、市の施設（学校等）
市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、その他施設
- ・都…都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関や指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集への協力を要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保に努める。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などでこれらの方法によることができないときは、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市保護本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口提出することにより受け付ける。ただし、照会者が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ① 市は、窓口で安否情報の照会を受け付ける際は、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を提出又は提示させる。
- ② 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、省令様式第5号により当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別のみを回答する。この場合、(2)により本人確認を行うとともに、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないことを必ず確認する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。提供に当たっては、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮する。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処の基本

市は、武力攻撃災害への対処に当たっては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関と連携して活動するものとし、これらに関して必要な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市のみで武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

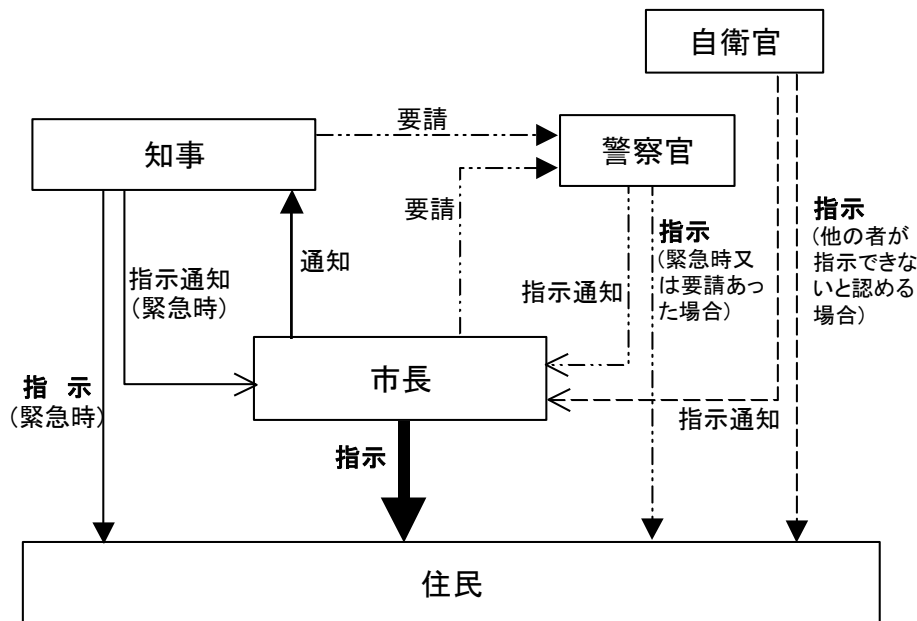
市は、武力攻撃災害の兆候を発見した者や東京消防庁職員、警察官から通報を受けた場合で武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合で特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う必要があることから、それぞれの措置の実施に関する事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

《退避の指示の概要》



(1) 退避の指示

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う^(*)。

この場合、必要により現地連絡調整所を設け（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

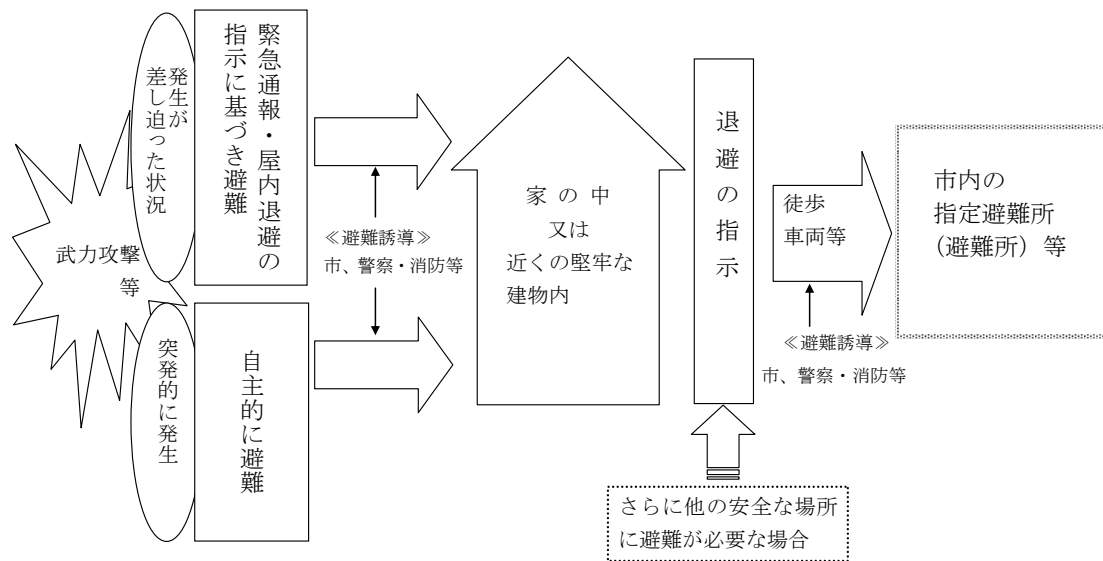
^(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

① 屋内への退避の指示

市は、住民に退避の指示を行う場合、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・NBC攻撃と判断されるような場合で住民が何ら防護手段なく、移動するよりも屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合で、屋外を移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（例）】

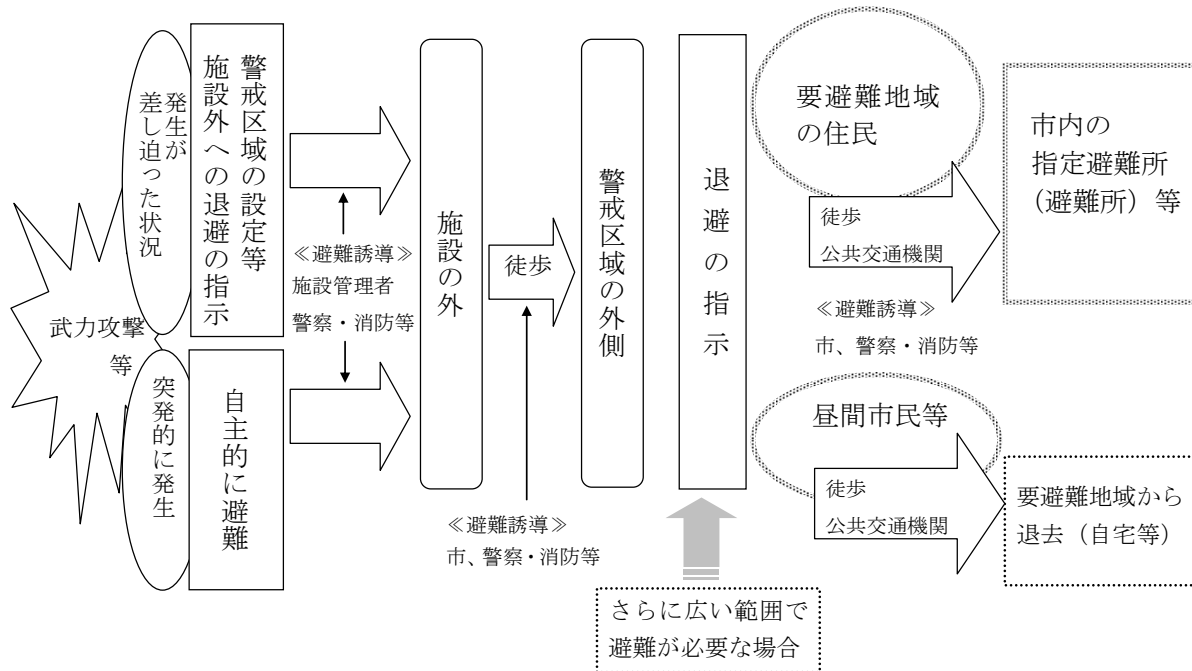
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

② 屋外への退避の指示

市は、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

「〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。」

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなり指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市は、都知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を随時提供するほか、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。同時に、必要に応じて警察、消防、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ② 市は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき^(*)は、警戒区域の設定を行い、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。その判断は、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等により行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市は、警戒区域の設定に当たっては、市保護本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市は、警戒区域を設定した場合は、ロープ、標示板等で区域を明示するとともに、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市は、都知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(*) 火災による延焼やN（核〈物質〉）B（生物剤）C（化学剤）による汚染の拡大の恐れがある場合など。

3 応急公用負担等

(1) 市の事前措置

市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処措置の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市は、東京消防庁（消防署）による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警視庁（警察署）等とも連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、都内で発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う

(3) 市消防団の活動

市消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

この場合、市消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(4) 医療機関との連携

市は、市医師会や都与協力して、負傷者等の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(5) 安全の確保

- ① 市は、消防団員等に対し、二次被害等が生じることのないよう、国や都対策本部からの情報を市保護本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を講ずる。
- ② 市は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市保護本部との連絡を確保させるなどの必要な措置を講ずる。
- ③ 市は、特に現場で活動する消防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させる。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための活動を支援する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市保護本部を設置した場合は、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市は、自らが管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を講ずる。この場合、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。^(*)

^(*) ここでの措置の対象とならない危険物質等（化学物質や火薬類、高圧ガスなど）については、国や都、東京消防庁が武力攻撃災害の防止に関する措置を行う。

《危険物質等について市が命ずることができる対象及び措置》

対 象	措 置
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの	①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(国民保護法第103条第3項第1号) ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号) ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、(1)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる必要があることから、NBC攻撃による災害への対処に関して、次のとおり定める。

1 応急措置の実施

市は、NBC攻撃が行われた場合は、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示や警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警察、消防等の関係機関と協力し、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市は、NBC攻撃が行われた場合は、市保護本部において、警察、消防、自衛隊、医療機関等からの被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに最新の情報を取得し、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。なお、これらの措置は、市が保有する又は都や国から支援を受けた装備・資機材等により対応可能な範囲内で行う。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させ、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行うとともに、警察等の関係機関と連携して、消毒等の必要な措置を講ずる。

また、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

5 市の権限

市は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

《国民保護法第108条第1項に基づく措置》

法108条1項各号	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に当該措置の名あて人に通知する。

市は、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

《国民保護法施行令第31条に基づく通知事項》

1. 当該措置を講ずる旨
2. 当該措置を講ずる理由
3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4. 当該措置を講ずる時期
5. 当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告する必要があることから、被災情報の収集及び報告に関する事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集

市は、電話、地域防災無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時や場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

情報の収集に当たっては、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等との連絡を密にする。

2 被災情報の報告

市は、収集した被災情報を整理して下の様式にまとめ、都^(*)に対して電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

市は、第1報を都に報告した後も被災情報の収集・整理に努めるとともに、これらの情報についても都が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合などは、第1報と同様、直ちに都に報告する。

《被災情報の報告様式》

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）						年 月 日 時 分 八王子市
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）						
(1) 発生日時 平成 年 月 日						
(2) 発生場所 八王子市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。						
死亡年月日	性別	年齢	概 況			

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行う必要があることから、保健衛生の確保その他の措置について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域で巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。この場合、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。また、市は、必要に応じて都へ支援及び補完の要請を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発や健康診断、消毒等を行う。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域で食中毒等を防止するため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水の衛生確保対策

市は、避難先地域で感染症等を防止するため、都と連携し、飲料水の確保や飲料水の衛生確保のための措置、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理や栄養相談・指導を都と協力して実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等に係る要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等において住民の生活基盤等を確保する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において国民生活との関連性が高い物資・役務又は国民経済上重要な物資・役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め、売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、学校施設の応急復旧を行うなどの適切な措置を講ずる。

(2) 市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減を図るため、法律及び条例の定めるところにより、災害の状況に応じて市税に係る申告・申請・請求・書類提出・納付・納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置を行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は都と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 市道の適切な管理

市は、道路管理者として、市道を適切に管理する。

